

経済要録

国 内

◆日本銀行、「株式買入等基本要領」の制定等について決定

日本銀行は、10月11日、政策委員会・通常会合において、「株式買入等基本要領」の制定等について決定し、公表した。その内容は以下のとおり（その内容については、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/>)にも掲載されている）。

平成14年10月11日
日本銀行

「株式買入等基本要領」の制定等について

日本銀行は、本日開催した政策委員会・通常会合において、「株式買入等基本要領」の制定等について別紙（省略）のとおり決定しました。また、これらの実施に関し、日本銀行法の規定に基き、財務大臣および金融庁長官に認可を申請しましたので、お知らせします。

日本銀行では、平成14年9月18日に公表した「金融システムの安定に向けた日本銀行の新たな取り組みについて」において、金融機関による保有株式削減努力をさらに促すための新たな施策の導入を検討する旨、明らかにしたところですが、今回の決定はこうした経緯に基づくものです。

本件買入については、上記認可取得後、所要の準備が整い次第、極力早期に開始することと

します。

なお、日本銀行では、インサイダー取引を防止する服務上のルールが既に存在しますが、株式買入等の開始に先立ち、日本銀行が保有する株式の銘柄情報を知り得る立場にある役職員につき、当該銘柄の売買を禁止するルールを明確化するほか、株式買入等を担当する部署への企業情報に関する重要事実の情報伝達を遮断するなどの内部体制を整える方針です。

◆日本銀行、「不良債権問題の基本的な考え方」を公表

日本銀行は、10月11日、政策委員会・通常会合において、「不良債権問題の基本的な考え方」を公表することを決定した。その概要は以下のとおり（内容については、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/>)および『日本銀行調査月報』2002年11月号参照）。

平成14年10月11日
日本銀行

不良債権問題の基本的な考え方

1. わが国の不良債権問題は、「バブルの負の遺産の処理」だけでなく、「産業構造や企業経営の転換・調整圧力を背景に新規に発生する不良債権への対処」という性格も加わりつ

つある。その意味で、金融と産業双方にわたる日本経済の構造調整と密接不可分の問題として捉える必要がある。

2. 金融機関は過去約10年にわたり、90兆円にのぼる巨額の不良債権処理を実施しており、問題克服に向けて相応の進捗をみている。しかし、(a) 経済の構造調整に伴い、なお不良債権の新規発生が高い水準で続くとみられる一方で、(b) 金融機関の貸出利鞘がきわめて薄い状況が続いていること、(c) 経営のバッファーとして機能していた含み益がなくなったこと、などを踏まえると、わが国の不良債権問題は、金融機関の経営体力や収益力との対比では、むしろこれまで以上に厳しい状況に直面していると考えられる。
3. 不良債権問題の克服のためには、不良債権の経済価値の適切な把握、それに基づく早期処理の促進、企業・金融機関双方の収益力の改善などを軸とした、総合的な対応が不可欠である。併せて、金融危機を未然に防ぐとともに、金融機関が不良債権問題の解決に着実に取り組めるような環境や仕組みを整備することが必要である。

(1) 不良債権の経済価値の適切な把握と早期処理

不良債権を早期に処理するためには、経済価値の減価を適切に反映した不良債権の把握とこれに基づく適切な引当を行うことが不可欠である。最近の経済構造の急激な変化や信用リスク管理手法の高度化の流れなどを踏まえ、現在の金融機関の引当手法にさらに改

善の余地はないか、検討を深める必要がある。日本銀行としても、こうした検討を踏まえ、考査・モニタリングを通じて、とりわけ大手行に対しては、より適切な引当に向けた金融機関の自主的な努力を促していく方針である。また、整理回収機構（RCC）の活用などを通じて貸出債権流動化市場の拡充を図り、不良債権の市場価格のより適切な形成とオフ・バランス化を促すことも重要な課題である。

(2) 金融機関と企業の収益力強化

金融機関の収益力強化や健全化に向けた経営努力を促すという観点から、金融制度、金融機関の業務規制、税制等のあり方を常に見直していくことが適当である。

また、不良債権問題克服のためには、産業政策や地域政策の観点も含め、企業の収益力強化や企業再生に向けた総合的な取り組みが不可欠である。この間、円滑な企業金融を確保するために、証券化技術を応用した新たな市場の育成や、その際の公的信用補完などの工夫が有用である。

(3) 金融システムの安定性確保

金融危機のおそれがある場合には、預金保険法第102条の発動による政府の措置と併せて日本銀行による「最後の貸し手」機能の発揮により、適切かつ機動的に対応する必要がある。

また、こうした金融システムの危機を未然に防ぐとともに、金融機関が不良債権問題の克服に着実に取り組める環境や仕組みを整備することが必要である。そのためには、(a) 金融機関保有株式の削減を促進するほか、

(b) 不良債権を早期に処理する過程で資本が不十分となる金融機関に対しては、その自主的かつ責任ある収益力向上努力を促すかたちでの公的資本の注入が、ひとつの選択肢として検討されるべきであろう。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、10月11日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、10月15日に公表した。

記

日本銀行当座預金残高が10～15兆円程度となるよう金融市场調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市场が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添)

平成14年10月11日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を、以下のとおりとすること

を決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が10～15兆円程度となるよう金融市场調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市场が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆政府、「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出

政府は、10月25日、「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した。預金保険法等改正案の概要は以下のとおり（農水産業協同組合貯金保険法等も同様の改正内容）。

1. 決済機能の安定確保策を恒久措置として導入

—— 具体的には、①「決済用預金」の全額保護（安全な決済手段の提供）、②決済取引の保護（仕掛け中の決済の履行確保）をもって金融機関の破綻時ににおける決済を円滑かつ確実に完了させることにより、決済機能の安定確保を図る。

2. 流動性預金全額保護の特例措置を2年間延長

—— 現在、全額保護されている流動性預金（当座預金、別段預金、普通預金）は、「決済用預金」とみなして17年3月末まで全額保護。

◆政府、「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案」を国会に提出

政府は、10月25日、「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案」を国会に提出した。その概要は以下のとおり。

「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案」の概要

目的

金融機関等の経営基盤の更なる強化を図るため、金融機関等の組織再編成を円滑化するための特別措置を講ずることとする。

支援措置の内容

1. 手続きの簡素化

(1) 根抵当権の譲渡に係る特例

個別の承諾→公告等

(2) 優先出資の発行限度に係る特例

普通出資の口数の2分の1まで→普通出資の口数まで

(3) 信金等の持分の消却に係る特例

脱退する会員の持分を消却することができるものとする。

(4) その他の特例措置（信金、信組等について銀行並に簡素化する）

①簡易合併等

②債権者異議の催告の特例

2. 資本増強

(1) 預金保険機構による資本増強

合併等により低下した自己資本比率を回復するために必要な金額について、優先株式等により資本増強。

(2) 信金中金等（協同組織中央金融機関）を通じた支援

信金中金等が会員の信金等から引受けた優先出資等を信託等した場合に信託受益権等を買い取ることで間接的に支援。

(注) 預金保険機構に新勘定を設け、その借入れに政府保証（1兆円を予算要求中）を付することができるものとする。

3. 預金保険の保険基準額に係る経過措置

合併、営業（事業）の全部譲渡を行った場合、1年間に限り預金保険の保険基準額は、「1000万円×合併等を行った金融機関の数」とする。

経営基盤強化計画

支援措置を受けるにあたり、合併等を行う金融機関等は、収益性の向上等について記載した経営基盤強化計画（計画期間5年間）を提出し、主務大臣の認定を受けることができる。（平成20年3月31日までに提出）

主務大臣は、当該計画が円滑かつ確実に実施される等の要件に適合すると認めるとときは、認定を行う。

計画内容は公表し、履行状況をフォロー、監督する。

施行日

この法律は、金融機関等ができる限り早く合併等の準備に入れるよう平成15年1月1日より施行するものとし、合併の日から適用される預金保険の保険基準額に係る経過措置、預金保険機構による資本増強等については、平成15年4月1日より施行するものとする。

◆経済財政諮問会議、「改革加速のための総合対応策」を了承

経済財政諮問会議は、10月30日、「改革加速のための総合対応策」を了承した。

そのポイントは以下のとおり。

平成14年10月30日

「改革加速のための総合対応策」のポイント

前 文

今般、政府は、最近における金融・経済情勢の不確実性の高まりを踏まえ、不良債権処理を加速することにより、金融仲介機能の速やかな回復を図るとともに、資源の新たな成長分野への円滑な移行を可能にし、金融及び産業の早期再生を図るため取組を強化することとした。

政府は、「金融システム改革」、「税制改革」、「規制改革」及び「歳出改革」の四本柱の構造改革を加速し、日本経済を再生するための政策強化を行い、デフレを克服しながら、民需主導の自律的な経済成長の実現を目指す。取組を進めるに当たっては、不良債権処理を加速する過

程における影響に対応し、地方公共団体の主体的な施策も活かしながら、雇用や中小企業のセーフティ・ネットには、万全を期す。

このため、政府は、下記の施策を早急に具体化し、平成14年度予算の執行、平成15年度予算編成等と一体的かつ整合的に実施するとともに、雇用・中小企業のセーフティ・ネットの一層の活用・強化を図るため、今後の税収動向を踏まえて、引き続き必要な措置について検討する。今後とも、金融・経済情勢に応じて、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととする。

デフレ克服に向け、政府・日本銀行は引き続き一体となって強力かつ総合的な取組を実施する。本日の日本銀行の措置は、こうした取組の一環として決定されたものである。

1. 金融・産業の再生

1. 不良債権処理の加速策

(1) 新しい金融システムの枠組み

(2) 新しい金融行政の枠組

2. 産業・企業再生への早期対応

(1) 整理回収機構（RCC）への不良債権売却の促進等

(2) 産業再編・事業の早期再生

- ・「産業再生・雇用対策戦略本部（仮称）」の設置、産業再編や早期再生に関わる「基本指針」の策定。
- ・「産業再生機構（仮称）」の創設。
- ・産業活力再生特別措置法（産業再生法）の抜本改正による、事業再構築、産業再編及び経営資源再生の支援。
- ・政策金融による企業再生ファンドの充実支

援。

- ・会社更生法、民事再生法改正による手続の迅速化・合理化。

(3) 創業・新規開業の支援等

- ・最低資本金免除の特例創設、最低資本金がない企業組合の要件緩和。
- ・中小企業等投資事業有限責任組合法を改正、プロジェクトファイナンス等に活用。
- ・新たな事業分野創造を支援する無担保融資の創設（商工中金）。
- ・産学官連携による研究開発・事業化等の推進。

II. 経済活性化に向けた構造改革加速策

1. 持続的な経済社会の活性化のための税制改革の推進

現下の経済情勢を踏まえ、多年度税収中立の枠組みの下で、1兆円を超えるできる限りの規模を目指した減税を先行させることとし、諸項目のうち、減税に関しては以下の項目について検討。

(1) 法人課税

- ・研究開発やIT投資に対する減税等。法人税率については、マクロ経済の状況、国際的視野、税体系のあり方も勘案しつつ、引き続き検討。

(2) 相続税・贈与税

- ・相続税・贈与税の一体化、相続税の最高税率の引下げ。

(3) 住宅税制

- ・住宅取得（リフォームを含む）に係る贈与

税の特例の拡大などを検討。

(4) 土地、金融・証券、中小企業税制（経営基盤強化のための見直し）

- ・都市再生等、土地有効利用の促進、課税簡素化、貯蓄から投資への改革のための見直し。

2. 資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化

(1) 証券市場の構造改革の推進

- ・「証券市場の改革促進プログラム（本年8月）」を迅速・着実に実施。

(2) 金融・証券、土地税制（再掲）

(3) 不動産流動化の促進

- ・不動産証券化商品（J-R-E-I-T等）の普及。
- ・マンション法の要件合理化で建替円滑化。既存オフィスビル住宅転用のための規制緩和。

3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進

(1) 都市再生緊急整備地域の指定及び事業の支援

- ・都市再生緊急整備地域を指定（44地域、民間投資額約7兆円、経済波及効果約20兆円）。指定地域の追加を検討、緊急かつ重点的な支援を実施。

(2) 都市再生プロジェクト等の活用

- ・「完了期間宣言路線」追加による都市計画道路の緊急整備。事業認可区間弾力化による優良民間都市開発事業にタイミングを合

わせた機動的・重点的な都市計画道路の整備。

- ・羽田空港の再拡張・国際定期便の就航、環状道路の緊急整備、電線類の地中化等。
- ・地域経済・社会の活性化を図るため、「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」を活用し、全国の都市再生の取組を支援。

4. 潜在需要を喚起する規制改革の加速

(1) 構造改革特区の早期具体化・充実

- ・「構造改革特区推進のためのプログラム」を受け、93項目の特例を含む「構造改革特別区域法（仮称）」の早期成立を目指す。来年1月まで二次募集を実施。

(2) 公的関与の強い分野を中心とした規制改革

- ・構造改革特区の検討を受け、全国レベルで実施する項目（111項目）について、定められた時期までに措置。
- ・国・地方が行う公的サービスのアウトソーシング等を推進。

III. セーフティ・ネットの拡充

1. 雇用対策の推進

(1) 不良債権処理の加速への対応

- ・不良債権処理就業支援特別奨励金（仮称）の創設、出張相談を実施等。
- ・再就職支援のための助成措置等の見直し。

(2) 新たな雇用の創出

- ・緊急地域雇用創出特別交付金事業の効果的活用。
- ・定住に資する緑の雇用事業の活用。

- ・地域中高年雇用受皿事業特別奨励金（仮称）の創設。

(3) 民間による労働力需給調整の活性化・多様な就業形態への対応

- ・有料職業紹介事業に係る手数料規制等の緩和、地方公共団体における無料職業紹介事業の実施。
- ・労働者派遣事業の対象業務拡大（物の製造業務への拡大）、原則1年の派遣期間を延長。
- ・有期労働契約の契約期間の上限延長、専門職の範囲拡大を実施。

(4) 雇用保険制度の見直し

(5) 離職者への対応

- ・離職者向け生活資金の貸付条件の緩和。
- ・保護者失職など家計急変時に奨学貸与を行う緊急採用奨学金制度の積極活用。
- ・失業等による住宅公庫ローンの返済困難者への条件変更制度を着実に実施。

(6) 「産業再生・雇用対策戦略本部（仮称）」の設置（再掲）

2. 中小企業対策の推進

(1) 中小企業貸出に対する十分な配慮

(2) セーフティ・ネット貸付・保証等の拡充

①政策金融の活用

- ・貸し済り無担保融資制度の限度額引上げ。
- ・DIPファイナンスの対象に私的整理ガイドラインに沿い整理する中小企業者を追加。
- ・零細事業者への第三者保証人要件の緩和。

②信用保証の拡充

- ・地域金融機関再編等により融資が減少した中小企業者、RCCに債権譲渡された中小企業者で再生可能なものを新たにセーフティ・ネット保証の対象に追加。民事再生法等に従い再生中の中小企業者等に対する保証（DIP保証）を創設。
- ・中小・中堅建設業者向け下請セーフティネット債務保証事業の拡充。

（3）下請中小企業者に対する配慮

（4）「産業再生・雇用対策戦略本部（仮称）」の設置（再掲）

3. 不良債権の集中的な処理が行われる間に おける政策金融の活用

政策金融については、不良債権の集中的な処理が行われる間においては、中小企業金融等金融の円滑化に万全を期すため、市場本来の機能が最大限発揮されるよう適切な配慮を行った上で、セーフティ・ネットの整備、企業再生、金融機能の再生・発展等に政策金融を積極的に活用する。この観点を含め、その在り方について、経済財政諮問会議において、「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」に沿って、引き続き検討を進め、年内に結論を得る。

◆金融担当大臣、「金融再生プログラム」 を経済財政諮問会議に提出

金融担当大臣は、10月30日、「金融再生プログラム」を経済財政諮問会議に提出した。その内容は以下のとおり。

平成14年10月30日
金 融 庁

金融再生プログラム

— 主要行の不良債権問題解決を通じた経済 再生 —

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、まず主要行の不良債権問題を解決する必要がある。平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す。そこで、主要行の資産査定の厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの点について、以下に示す方針で行政を強化する。

1. 新しい金融システムの枠組み

構造改革を加速するための新しい金融システムを構築することを目的に、以下の措置を講ずる。

（1）安心できる金融システムの構築

国民が金融機関に対する不安を抱くことなく暮らせるようにすることを目的に、以下の措置を講じて安心できる金融システムを構築する。

（ア）国民のための金融行政

金融行政が護るべき対象は、預金者、投資家及び借り手の企業や個人など国民であることを確認する。

（イ）決済機能の安定確保

決済機能の安定確保を図るために、その全額を保護の対象とする「決済用預金」を平成

17年4月に導入する。それまでの間については、不良債権処理の加速等の政策強化を進める中で、預金者にいたずらに不安を与えることのないよう、ペイオフの完全実施を延期する。

(ウ) モニタリング体制の整備

金融庁内に「金融問題タスクフォース」を新設し、平成16年度には不良債権問題を終結させるという目標の達成に向け、その状況をモニタリングする。

(2) 中小企業貸出に対する十分な配慮

主要行の不良債権処理によって、日本企業の大半を占める中小企業の金融環境が著しく悪化することのないよう、以下のセーフティネットを講じる。

(ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充

中小企業の資金ニーズに応えられるだけの経営能力と行動力を具備した新しい貸し手の参入については、銀行免許認可の迅速化や中小企業貸出信託会社（Jローン）の設置推進などを積極的に検討する。

(イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備

実態に合わせて中小企業の再生をサポートできるよう、信託機能やデット・エクイティ・スワップ等の活用など、金融上の仕組みの整備を検討する。

(ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出

健全化計画における中小企業貸出計画に関する重度の未達先に対しては、原則として業務改善命令を発出し、軽度の未達先に対して

は、即時に改善策の報告を徴求する。

(エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保

中小企業の実態を反映した的確な検査等を確保する。また、借り手企業に対し、金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の趣旨・内容を周知徹底する。

(オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備

金融機関による不当な「貸し剥がし」等が発生しないように、モニタリング体制を強化するほか、必要な場合には効果的な検査を実施する。

①「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設

中小企業が、今回の一連の措置や金融検査マニュアルなどを理由に、金融機関から貸し渋り、貸し剥がし等の不当な扱いを受けた場合に、金融庁に直接通報できるよう、ファックスやEメールの受付窓口を金融庁内に設ける。

②「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」によって通報された内容を吟味した結果、重大な問題があると判断される場合には、その金融機関に対して報告を徴求するほか、必要があれば検査を実施し、適切な行政処分を行う。

(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結

金融機関の不良債権問題の解決に対して政府が積極的に関与するとの立場から、以下の措置を講ずる。

(ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
個別金融機関が経営難や資本不足もしくはそれに類似した状況に陥った場合等には、以下に示す「特別支援」の枠組みを即時適用し、万が一にもシステムリスクが発生し、または経済が底割れすることのないよう、政府・日本銀行が一体となって万全の対応を期す。

①日銀特融による流動性対策

万が一金融危機のおそれが生じた場合には、金融庁は責任をもって適切な対応を取るとともに、日本銀行に特別融資等必要な措置を要請し、一体となって万全の危機管理体制を整備する。

②預金保険法に基づく公的資金の投入

必要な場合には、現行の預金保険法に基づき、速やかに所要の公的資金を投入する。

③検査官の常駐的派遣

「特別支援」の対象となった金融機関（「特別支援金融機関」）の取締役会や経営会議などに、検査官を陪席させることを検討する。

(イ) 「特別支援金融機関」における経営改革
「特別支援金融機関」においては、経営を改革し、早期健全化を行う。

①経営者責任の明確化

「特別支援」を受けることとなった金融機関を代表する経営者については、責任の明確化を厳しく求める。

②適切な管理方法

「特別支援」を受けることとなった金融機

関においては、「新勘定」と「再生勘定」に管理会計上分離し、適切に管理する。

③事業計画のモニタリング

「金融問題タスクフォース」は、「特別支援金融機関」の新しい経営陣による事業計画をチェックしてその妥当性について金融担当大臣に助言するほか、その履行状況をモニタリングし、金融担当大臣に報告する。なお、上記適切な管理方法を適用した後も黒字体质に転換しないなどにより必要と思われる場合は、適切な措置を金融担当大臣に進言する。

(ウ) 新しい公的資金制度の創設

金融システムの安定に万全を期しつつ、不良債権問題を終結させるため、迅速に公的資金を投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置を講ずる。

2. 新しい企業再生の枠組み

構造改革を更に加速するため、以下のように、新しい企業再生の枠組みを可及的速やかに実現する。

(1) 「特別支援」を介した企業再生

「特別支援金融機関」は、新しい経営陣の下で知恵と工夫を活かし、企業再生を図るため、以下の点に関して経営努力を傾注する。

(ア) 貸出債権のオフバランス化推進

破綻懸念先以下債権等について、RCCや企業再生ファンド等に売却することによって、企業再生のプロセスを加速する。その際、R

RCCによる買取に関しては、必要に応じ財政的措置についても検討する。

(イ) 時価の参考情報としての自己査定の活用

破綻懸念先以下債権をRCCに売却する場合には、「特別支援」の枠組みの下で十分な引当を積んだ自己査定であることを前提に、RCCの買取価格である時価を判断する際の一つの参考情報として採用することを検討する。

(ウ) DIPファイナンスへの保証制度

法的整理手続に入った企業について、当該「特別支援金融機関」がDIPファイナンスを担う場合において、再生可能な部分を甦生させるための信用保証制度について検討する。

(2) RCCの一層の活用と企業再生

以下の点に配慮しつつ、RCCへの不良債権売却の促進や企業再生ファンドの活用、再生対象企業に対する政府系金融機関による支援など、企業再生を促進する枠組みを早急に整備・活用する。

(ア) 企業再生機能の強化

企業再生機能を強化するため、RCC内における企業再生部門の強化等を検討する。そのための人員確保や政策投資銀行、国際協力銀行などを活用した企業再生ファンドの拡充、企業再生のノウハウを有する商工中金等との連携強化などについては、積極的に対応する。

(イ) 企業再生ファンド等との連携強化

RCCは、購入した債権に関しては回収・売却を加速するとともに、企業再生ファンドなどへの橋渡しを果たすことにより回収の極大化を図る。このような観点から、購入して

短期間で回収できない案件については、原則として、売却する方向で早急に検討する。

(ウ) 貸出債権取引市場の創設

RCC及び政府系金融機関等は、保有している貸出債権の売却を加速することによって、日本における貸出債権の取引市場の創設に努力を傾注する。その際、RCCの貸出債権毎の採算についてより機動的な対応ができるよう、総合的に検討する。

(エ) 証券化機能の拡充

RCCは、自らが保有する大量の貸出債権を対象ポートフォリオとした証券化の機能を強化し、実際に資産担保証券の売却を進める努力を継続する。

(3) 企業再生のための環境整備

企業を再生する環境を整備するため、政府が目指すのは企業淘汰ではなく企業再生であるとの認識の下、経済産業省、国土交通省などの関係府省との連携をこれまで以上に強化し、以下の施策を講じる。

(ア) 企業再生に資する支援環境の整備

不良債権の最終処理と企業の早期再生を支援するとともに、中小企業への円滑な金融の確保に努めるため、税制、投融資制度、商法の特例などについて、実現可能なものから出来る限り早く整備を行うよう、関係府省に要請する。

(イ) 過剰供給問題等への対応

過剰供給問題や過剰債務問題に正面から取り組むべく、産業・事業分野が供給過剰に

なっているかどうか等について政府としての指針・考え方をまとめるとともに、安易な企業再生に政府の「お墨付き」を与えることのないよう適正な基準を定めることを、関係府省に要請する。

(ウ) 早期事業再生ガイドラインの策定

企業が自ら事業再生に着手するよう、「早期事業再生ガイドライン」の策定作業を早急に進め、関係者間のコンセンサス形成を図るよう、関係府省に要請するとともに、金融庁も検討に参画する。

(エ) 株式の価格変動リスクへの対処

金融機関保有株式の価格変動リスクは、金融機関経営の大きな不安定要因となっており、その存在は企業再生プロセスに不測の影響を与えかねないことに鑑み、日本銀行による金融機関保有株式の買い取りの円滑な推進を期待する。

(オ) 一層の金融緩和の期待

企業再生のプロセスを支えるため、一層の金融緩和が行われるよう日本銀行に期待する。

(4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

企業・産業の再生に取り組むため、新たな機構を創設し、同機構が再生可能と判断される企業の債権を金融機関から買い取り、産業の再編も視野に入れた企業の再生を進める必要がある。このため、政府が一体となって、速やかに所要の作業準備が進められるよう要請する。

3. 新しい金融行政の枠組み

構造改革を加速するための金融行政の新しい

枠組みを構築することを目的に、以下の措置を講ずる。

(1) 資産査定の厳格化

金融機関の資産査定については、これまでにも増して厳格化を図るため、以下の施策を講ずる。

(ア) 資産査定に関する基準の見直し

資産査定の基準については、市場評価との整合性を図るため、以下の措置を講ずる。

①引当に関するDCF的手法の採用

主要行において要管理先の大口債務者については、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式を基礎とした個別的引当を原則とし、早急に具体的手法を検討する。

②引当金算定における期間の見直し

主要行において、暫定的に定められている1年基準及び3年基準について、米国等の扱い等を踏まえ検討を行う。

③大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一

主要行について正常先でない大口債務者の債務者区分に関しては、適正な資産査定を実施している先にレベルを揃えるための具体的な仕組みを導入する。

④デット・エクイティ・スワップの時価評価

株式を上場しているなど合理的に株価を算定することが可能な大口貸出先向けのデット・エクイティ・スワップに関しては、取引の時期を問わず、時価評価を適用することを

検討する。

⑤再建計画の厳格な検証

再建計画の進捗状況や妥当性を継続的に検証することを目的とした専門家を含む検証チームを設置する。

⑥担保評価の厳正な検証

鑑定評価を担保評価に用いている場合には、原則として独立した不動産鑑定士による法定鑑定を用いる方向で検討する。

(イ) 特別検査の再実施

平成15年3月期について、リアルタイムの債務者区分の厳格な検証を継続する形で、特別検査の実質的な再実施を行う。

(ウ) 自己査定と金融庁検査の格差公表

これまで実施された金融庁検査を基に、主要行の自己査定と検査結果の格差について集計ベースで公表する。自己査定と検査結果の格差については、今後定期的に公表する扱いとし、各行に格差是正を求める。

(エ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化

正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、当該行に対し、業務改善命令を発出する方針を明確化する。

(オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言

資産査定を含む財務諸表が正確であることに関し、代表取締役に署名を求ることを検

討する。

(2) 自己資本の充実

金融機関の自己資本については、資本の質の実態を見極めつつ、真の充実を図るため、以下の施策を講ずる。

(ア) 自己資本を強化するための税制改正

金融機関の自己資本を強化するため、以下の措置を関係府省に強く要望する。

①引当金に関する新たな無税償却制度の導入

破綻懸念先以下の債務者に関しては、金融庁の監督と検査の下での自己査定の結果を以って無税対象と認定する制度の導入を要望する。また、部分直接償却により企業会計上損失が確定した場合についても、例えば、無税償却に係わる担保処分要件の緩和等特段の配慮を求める。

②繰戻還付金制度の凍結措置解除

欠損金の繰戻還付について、凍結措置の解除及び期間の延長を要請する。

③欠損金の繰越控除期間の延長検討

現行5年となっている繰越控除期間の延長を要請する。

(イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化

繰延税金資産については、その資本性が脆弱であるため、自己資本比率規制における取扱いについては、会計指針の趣旨に則ってその資産性を厳正に評価するとともに、算入上限についても速やかに検討する。

(ウ) 繰延税金資産の合理性の確認

主要行の経営を取り巻く不確実性が大きいことを認識し、翌年度を超える将来時点の課税所得を見積もることが非常に難しいことを理解した上で、外部監査人に厳正な監査を求めるとともに、主要行の繰延税金資産が厳正に計上されているかを厳しく検査する。

(エ) 債務者に対する第三者割当増資部分の検討

債務者が引き受けている第三者割当増資部分に関しては、実質的な迂回融資にならないかなど、資本としての適格性を念入りにチェックする。

(オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理

今回の一連の措置で整理し切れなかった論点については、金融庁としての見解を引き続き検討し、今後の自己資本比率規制の見直しにつなげる。

(カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入

自己資本比率規制上の自己資本比率の算定を外部監査の対象とすることについて、法令上の手当を含めて検討する。

(3) ガバナンスの強化

金融機関経営におけるガバナンスを強化するため、以下の施策を講ずる。

(ア) 外部監査人の機能

資産査定や引当・償却の正確性、さらに継続企業の前提に関する評価については、外部監査人が重大な責任をもって、厳正に監査を

行う。

(イ) 優先株の普通株への転換

政府が保有している銀行の優先株の普通株への転換については、期限の到来、経営の大変な悪化など諸条件に該当する場合には転換する方向で、運用ガイドラインを可及的速やかに整備する。

(ウ) 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出

健全化計画等の未達については、その原因と程度に応じて必要性を判断し、行政処分を行うとともに、改善が為されない場合は、責任の明確化を含め厳正に対応する。

(エ) 早期是正措置の厳格化

早期是正措置における現行区分のあり方を含め、各区分における措置の内容を厳格に見直す。

(オ) 「早期警戒制度」の活用

自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

4. 今後の対応

主要行を対象とした以上の措置を速やかに実施に移せるよう、本年11月を目途に作業工程表を作成、公表する。また、関連する諸制度の整備に努める。

また、中小・地域金融機関の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有する「リレーションシップバンキング」のあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目

途にアクションプログラムを策定する。

◆日本銀行、「金融市場調節方針の変更等について」を公表

日本銀行は、10月30日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定し、同日公表を行った。また同会合において、9月17、18日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを11月5日に公表した。

平成14年10月30日
日本銀行

金融市場調節方針の変更等について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融市場調節方針を変更するとともに、資金供給力を一段と強化する措置を講じることとした。

(1) 日本銀行当座預金残高の目標値の引き上げ

日本銀行当座預金残高の目標値を、これまでの「10～15兆円程度」から、「15～20兆円程度」に引き上げる（別添）。

(2) 長期国債買い入れの増額

これまで月1兆円ペースで行ってきた長期国債の買い入れを、月1兆2千億円ペースに増額する。

(3) 手形買入期間の延長

これまで「6か月以内」としてきた手形買入の期間を「1年以内」に延長する。

2. 日本経済の状況をみると、景気は全体として下げ止まっているが、なお、回復へのはつきりとした動きはみられていない。こうした中で、世界経済を巡る不透明感や不良債権処理加速の影響など、景気の先行きを巡る不確実性は強まっており、内外株価も不安定な地合いを続けている。

3. 金融面をみると、日本銀行による潤沢な資金供給のもとで、金融機関の流動性調達を巡る懸念はほぼ払拭された状況が続いている。しかしながら、最近の株価の動向や不良債権処理を巡る不透明感などを背景に、短期金融市場では、ターム物金利の一部が強含むといった、やや不安定な動きもみられている。金融機関の貸出態度も、厳しさを増すことが予想される。

4. このような現在および今後予想される経済金融情勢を踏まえ、日本銀行は、金融市場の円滑な機能の維持と安定性の確保に万全を期すことによって、金融面から景気回復を支援する効果を確実なものとすることが適当と判断した。

5. 日本銀行による潤沢な資金供給が経済の活性化に繋がるためには、銀行の機能強化と並んで、資本市場における資金配分機能の向上等が重要である。こうした観点から、日本銀行は、政府による不良債権処理の加速策が企業金融に及ぼす影響について注視とともに、企業金融の円滑確保のため、一段の工夫を講じる余地がないかを検討していく方針である。

6. 日本銀行は、日本経済を持続的な成長軌道に復帰させ、物価が下落基調から脱却できる状況を実現するため、金融システムの安定に向けた取り組みを含め、今後とも中央銀行として最大限の努力を続けていく方針である。

(別添)

平成 14 年 10 月 30 日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が 15~20 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆日本銀行、「手形買入基本要領」の一部改正を決定

日本銀行は、10 月 30 日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定し、

同日公表を行った。

平成 14 年 10 月 30 日
日 本 銀 行

「手形買入基本要領」の一部改正について

日本銀行は、本日開催した政策委員会・金融政策決定会合において、金融市場調節の一層の円滑化を図る観点から、手形買入において買入対象とする手形を、その満期日が買入日の翌日から起算して 1 年以内に到来するものに変更することとし、そのため「手形買入基本要領」（平成 12 年 4 月 27 日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

(別紙)

「手形買入基本要領」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 買入対象

買入先が自己を受取人および支払人として振出し引受け完了した為替手形であって、満期日が買入日の翌日から起算して 6か月 1年以内に到来するものとする。

(附則) この一部改正は、平成 14 年 10 月 30 日から実施する。

◆現行金利一覧

(14年11月15日現在) (単位 年%)		
	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付 利率)	0.10	13. 9.19 (0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3.28 (1.500)
長期プライムレート	1.60	14. 10.10 (1.70)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(14年11月15日現在)			
		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	〈11月債〉	〈10月債〉
	表面利率 (%)	1.029	1.202
	発行価格 (円)	1.1	1.2
政府短期証券	応募者利回り (%)	100.64	99.98
	発行価格 (円)	〈14年11月11日発行分〉	〈14年11月5日発行分〉
		0.0047	0.0108
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	99.9988	99.9973
	表面利率 (%)	1.116	1.300
	発行価格 (円)	1.1	1.3
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	99.85	100.00
	表面利率 (%)	〈11月債〉	〈10月債〉
	発行価格 (円)	1.120	1.303
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	1.1	1.3
	表面利率 (%)	99.82	99.97
	発行価格 (円)	〈11月債〉	〈10月債〉
割引金融債	応募者利回り (%)	0.450	0.450
	表面利率 (%)	0.45	0.45
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	〈11月後半債〉	〈11月前半債〉	
	応募者利回り (%)	0.060	0.060
	同税引後 (%)	0.050	0.050
	割引率 (%)	0.05	0.05
発行価格 (円)		99.94	99.94

- (注) 1. 国債の発行価格は割当平均価格。
 2. 政府短期証券の応募者利回りは募入平均利回り、発行価格は募入平均価格。
 3. 公募地方債は最低レート。
 4. 今回から、利付金融債および割引金融債の発行条件は、最低レートを採用した金融債の計数を掲載。

海 外

◆バーゼル銀行監督委員会、新B I S規制に関する第3回定量的影響度調査の開始を公表

バーゼル銀行監督委員会は、10月2日、B I S規制見直しに関連し、所要自己資本水準の第3回定量的影響度調査（“The Third Quantitative Impact Study”）を開始することを公表した。

◆バーゼル銀行監督委員会、「クロスボーダー電子バンキング業務の管理と監督」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、10月15日、国境を越えた電子バンキング業務のリスク管理や監督のあり方に関するガイダンスを提示したペーパー「クロスボーダー電子バンキング業務の管理と監督」を公表した。

◆財務会計基準審議会と国際会計基準審議会、会計基準の統一に向けた覚書を公表

米国の会計基準設定主体である財務会計基準審議会（F A S B）と国際会計基準審議会（I A S B）は、10月29日、今後、米国会計基準（U. S. G A A P）と国際会計基準（I F R S s）

の統一に向けて取り組む旨、覚書を公表した。プレスリリース及び覚書の概要は以下のとおり。

- ① 今後、短期の共同プロジェクトを早期に立ち上げ、可能な範囲で、米国会計基準と国際会計基準との差異調整を図る。F A S BとI A S Bは、2003年後半までにこれに関する公開草案を公表する。
- ② 2005年1月時点で残る米国会計基準と国際会計基準との差異を調整するため、F A S BとI A S Bは協調して、継続的にプロジェクトを企画、実施する。
- ③ 今後、国際会計基準を改訂もしくは新たな基準を策定するに当たっては、E U等が2005年1月までに国際会計基準を適用することに配慮して、適用時期を設定する。
- ④ I A S Bは、今後、今回の合意について、他国の会計基準設定主体の支持を求める。
- ⑤ I A S B、F A S Bは、国際会計基準、米国会計基準の解釈を行う関係機関に協調を求める。